



株式会社アイ・エフ・ティ

当社労働者派遣事業に関する情報公開について

平成 24 年 10 月 1 日の『改正労働者派遣法』の施行により、派遣元事業主(弊社)による『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』の公開が規定されました。従って弊社における情報提供項目を公開致します。

株式会社アイ・エフ・ティ 2019 年度 3 月期事業報告
(対象期間:2019 年 4 月～2020 年 3 月)

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 派遣労働者の数 | 13 名/日
(内訳、有期雇用0名、無期雇用13名) |
| ② 派遣先の実績 | 5 社 6 事業所 |
| ③ 1 日あたりの労働者派遣料金の平均額 | 26,385 円 |
| ④ 派遣期間中の 1 日あたりの派遣労働者平均賃金 | 19,616 円
※賞与割り当て金他、残業手当等の各種手当含む |
| ⑤ マージン率 | 25.7% |
| ⑥ 教育訓練に関する事項 | 入社時の新人研修 P マーク・ISMS 研修 e-ラーニングを利用した研修などを実施しています。 |
| ⑦ 福利厚生に関する事項 | 社会保険 厚生年金 健康保険 雇用保険 労災保険
有給休暇制度 定期健康診断(年) |
| ⑧ 労働者派遣法 30 条の4第 1 号の労使協定の締結の有無:有 | ・労使協定の有効期間:2020 年 4 月 6 日～2021 年 4 月 5 日
・労使協定の対象となる労働者の範囲:IT 技術業務に従事する従業員 |

※マージン率

派遣先より株式会社アイ・エフ・ティに支払われる派遣料金の中から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率という。

※マージンに含まれる費用

- ・社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの会社負担分)
- ・賞与引当金(通常年 2 回支給される賞与手当に関わる引当金)
- ・有給休暇費用(年次有給休暇取得時にかかる賃金。※派遣先への請求はできません)
- ・会社運営費用(健康診断費用、人材募集費用、営業費用など)
- ・営業利益:(労働者派遣の料金から労働者の賃金、上記費用を差し引いた利益) ※約 2%

※弊社の派遣労働事業に従事するスタッフは原則として正社員(無期雇用)にて運営しております。